
QA2 事故後に福島県外に引っ越したのですが、県民健康調査の検査や健診は受けられますか

県民健康調査の対象の方が、福島県外に引っ越しをされた場合でも検査や健診を受けることができます。その際、調査等のお知らせが間違いなく届くよう、放射線医学県民健康管理センター（下記）まで住所変更のご連絡をお願いいたします。

<健康診査について>

震災当時、対象市町村等[※]に住民登録があった方及び平成24年4月1日時点で当該市町村等に住民登録があったが、あった方については、対象市町村外へ転出されても「健康診査」は継続して受けることができます。

しかし、平成24年4月2日以降に当該市町村等へ転入された方や生まれた方が、その後対象市町村外へ転出された場合は対象外となりますので、「健康診査」を受けることはできません。

※：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点の属する区域）

=====

お問い合わせ

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター

放射線医学県民健康管理センター

電話：024-549-5130（土日祝日を除く 9:00～17:00）

おかけ間違いの無いようご注意ください

メール：kenkan@fmu.ac.jp

=====

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015年3月31日

本資料への収録日：2015年3月31日